

茨城県報 第6058号

昭和47年10月12日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

規則

(人事委員会)

●職員の給与に関する規則の一部改正.....1

告示

●字区域の変更(2件)(地方課).....2

●保険医療機関及び保険薬局の指定(保険課).....3

●換地処分があつた旨の届出(2件)(農地管理課).....4

●土地改良区定款変更の認可(〃).....4

●土地改良事業の縦覧(〃).....4

●換地計画の認可(〃).....5

●道路区域の変更(道路維持課).....5

●道路の供用開始(〃).....5

●道路位置の指定(建築指導課).....6

(教育委員会)

●教育職員免許状の失効.....6

(選挙管理委員会)

●定例委員会の招集.....7

公告

●米飯提供業者の登録(流通対策室).....7

●小売販売業者甲及びとう精業者の臨時登録(〃).....7

●土地立ち入り測量(用地課).....8

●開発行為の工事完了(建築指導課).....8

規則

(人事委員会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

昭和47年10月12日

茨城県人事委員会委員長 糸賀 悌治

茨城県人事委員会規則第18号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和36年茨城県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第33の表中17の(7)を次のように改める。

(7) 総婦長, 総看護長, 副総婦長および副総看護長

付 則

この規則は, 公布の日から施行し, 昭和47年10月1日から適用する。

告 示

茨城県告示第998号

地方自治法第260条第1項の規定に基づき取手市内の字区域の一部を次のとおり変更した旨, 同市長から届け出があつた。

この字区域の変更は, 地方自治法施行令第179条の規定により昭和47年10月13日から効力を生ずる。

昭和47年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

大字岡字谷津 1383番—2, 1382番—2, 1428番—2, 1427番—2, 1426番—2, 1425番—2,
1424番—2, 1423番—2, 1422番—2

並びに上記地域内にある道路, 水路等の国有地の全部を取手市大字寺田字寺田に変更

大字山王字上曾根 1619番—2, 1665番—4, 1666番, 1667番, 1668番, 1669番, 1670番, 1762番—3, 1763番—3

大字寺田字新田沼 97番—1, 98番—1, 99番, 110番より113番まで, 117番—1より121番—1まで, 122番—1より137番—1まで, 138番—1, 140番—1, 141番—1, 141番—2, 142番—1, 143番より154番—3まで

並びに上記地域内における道路, 水路等の国有地の全部を取手市大字寺田字寺田に変更

茨城県告示第999号

地方自治法第260条第1項の規定に基づき藤代町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨, 同町長から届け出があつた。

この字区域の変更は, 地方自治法施行令第179条の規定により昭和47年10月13日から効力を生ずる。

昭和47年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

大字山王字甫口 1317番—1, 1318番—1, 1325番の内

〃 字長町 1982番—2

大字寺田字新田沼 97番—2, 98番—2, 121番—2, 122番—2, 137番—2, 138番—2, 139番,
140番—2, 141番—3, 142番—2, 154番—4

並びに上記地域における道路, 水路等の国有地の全部を北相馬郡藤代町大字山王字山字上曾根に変更

大字寺田字寺田 2306番一2, 2307番, 2308番, 2309番, 2310番一2

並びに上記地域内にある道路, 水路等の国有地の全部を北相馬郡藤代町大字岡字谷津に変更

茨城県告示第1000号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和32年政令第87号)第2条に基づき, 保険医療機関及び保険薬局の指定に関し, 次の事項を告示する。

昭和47年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科	所在地	開設者又は 代表者	指定申請 の事由
022.083.0 47.9.1	医療法人永慈会 永井神経 サナトリウム	精, 神	日立小木津町1020	永井つや	新規開設 (組織変更)
022.029.3 47.9.16	浅野眼科医院	眼	千石町 2-16-11	浅野依子	再指定
232.068.9 47.9.15	柳生医院	内, 小, 放	土浦市小松町小舟津 425の2	柳生三郎	〃
182.009.1 47.9.14	松崎 〃	内, 外, 産婦	岩井市猫実1421	松崎 竜	〃
322.019.1 47.9.5	平島 〃	産婦, 内, 外	西茨城郡岩瀬町岩瀬 198	平島定敏	〃
362.026.7 47.9.15	島崎外科医院	循, 胃, 放	鹿島郡鹿島町宮中 字栗林	島崎和郎	〃
362.027.5 〃	前田胃腸科外科 医院	胃, 外, 放	〃 〃 〃 4651	前田和嘉一	〃
372.017.4 〃	潮来診療所	産婦, 皮泌, 内	行方郡潮来町潮来 143の2	大久保有隣	〃
422.011.7 47.9.5	柴 医院	内, 小, X, 外	結城郡石下町新石下 146の3	柴 康三	〃
422.019.0 47.9.15	倉田 〃	産婦, 内	〃 〃 原宿97	倉田 大	〃
歯 科					
013.038.1 47.9.16	谷 歯科医院	歯	水戸市瓦谷町10	谷 邦全	再指定
163.006.6 47.9.9	田崎 〃	〃	笠間市笠間34	田崎久雄	〃
薬 局					
014.041.2 47.9.15	吉田薬局	調 剂	水戸市栄町 1-10-36	吉田澄夫	再指定

茨城県告示第1001号

昭和47年8月16日付農管指令第190号をもつて認可した岡堰土地改良区・岡谷津地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

昭和47年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1002号

昭和47年9月1日付農管指令第200号をもつて認可した共同施行粟原西地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和47年8月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1003号

昭和47年9月25日付で豊里町山下土地改良区から申請のあつた定款変更を昭和47年10月6日認可した。

昭和47年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1004号

玉川土地改良区が行なおうとすを下玉里地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第6項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

玉川土地改良区定款の写し

下玉里地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和47年10月19日から昭和47年11月8日まで

3 縦覧の場所

玉里村役場

茨城県告示第1005号

昭和47年5月2日付で北相馬郡藤代町大字岡1655番地に事務所を置く、岡堰土地改良区から申請のあつた山王六郷第7工区の1地区の換地計画については、土地改良法の一部を改正する法律(昭和39年法律第94号)付則第12項の規定に基づき、改正前の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項の規定により昭和47年10月6日認可したから同条第8項の規定により公示する。

昭和47年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1006号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は昭和47年10月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和47年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 笠間停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の副員	延 長	摘 要
笠間市笠間字下市毛285番から 笠間市笠間字荒井1355番まで	旧	メートル 最大 15.9 最小 8.6	メートル 1,406.0	
笠間市笠間字来栖46番の2から 笠間市笠間字荒町1316番まで	新	最大 16.0 最小 16.0	1,345.0	

茨城県告示第1007号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、昭和47年10月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和47年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道笠間停車場線
- 2 供用開始の区間 笠間市笠間来栖46番の2から
笠間市笠間字荒町1316番まで
- 3 供用開始の期日 昭和47年10月12日

茨城県告示第1008号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和47年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

A

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	47.10.12	行方郡潮来町大字辻字樋の口865—1, 3, 6, 8, 9, 10, 14	4.00	34.90

B

1	47.10.12	高萩市高萩字駒木原780—22	4.00	151.60
2	〃	日立市鮎川町1丁目900—2	4.00	35.00
3	〃	高萩市大字秋山字経塚625—21	4.00 4.00	216.15 19.90
4	〃	日立市日高町2丁目88—4, 5, 6, 90—2, 3	6.00	46.16

C

1	47.10.12	水戸市千波町字中山2349の7	4.00	25.90
2	〃	〃 〃 〃 1824の14	6.00	37.33
3	〃	〃 笠原町1200の17, 27	4.00	34.50
4	〃	〃 吉沢町字長堀前837の13	4.00	29.93
5	〃	〃 渡里町字念仏久保2539の8, 2544の6	2.00 (拡巾部分) 6.00	47.40 13.90

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会告示第14号

教育職員免許法第10条第1項の規定により、下記の教育職員免許状は昭和47年6月24日失効した。

昭和47年10月12日

茨城県教育委員会委員長 糸 賀 悌 治

記

失効した免許状

免許状の種類	番 号	本籍地	氏 名	生年月日	授 与 日 年 月 日	授 与 権 者
高等学校教諭一級普通免許状	昭35高一普第14号	茨城県	真 壁 博	大正7年1月1日	昭和35年9月30日	茨城県教育委員会
高等学校教諭二級普通免許状	み昭和26高二普第966号	茨城県	真 壁 博	大正7年1月1日	昭和24年9月1日	茨城県教育委員会

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第83号

茨城県選挙管理委員会第10回定例委員会を次のとおり招集する。

昭和47年10月12日

茨城県選挙管理委員会

委員長 中 島 鏡 太 郎

- 1 招 集 日 時 昭和47年10月21日 午前10時30分
- 2 招 集 場 所 本庁舎2階特別室
- 3 協 議 事 項 潮来町議会議員一般選挙に係る審査申立事件について
- 4 そ の 他

公 告

●米飯提供業者の登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第35条の4第1項の規定により次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和47年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部流通対策室及び県北、鹿行、県南、県西農林事務所において縦覧に供する。

●小売販売業者甲及びとう精業者の臨時登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第22条の2第2項、第22条の4第2項及び第35条の規定により次の者を小売販売業者甲及びとう精業者として登録した。

昭和47年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部流通対策室及び県南農林事務所、県北農林事務所において縦覧に供する。

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和47年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一級河川那珂川水系濁沼川河川改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
笠間市大字大橋字門畑地内
〃 大字羽衣田及び沢田地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和47年10月14日から昭和48年3月25日まで

-
- 1 起業者の名称 茨 城 県
 - 2 事業の種類 県道石岡笠間線道路改良工事
 - 3 立ち入ろうとする土地の区域
西茨城郡友部町大字南小泉字庄司前、字後田、字善九郎、字谷山、字古耳三牧場、字庄司山、
字念仏塚、字堀込及び字雨堤地内
〃 〃 大字下加賀田字坂上、字竜下、字中土井、字日向、字雨堤、字浜井場、字愛宕
下、字清水、字富士下、字若林、字猿渡道及び字弁財地内
〃 〃 大字平町字八反山、字千載、字小人町、字本町、字殿町、字新善光寺、字並
松、字一丁田、字北窪、字堂前、字北久保、字海老根前、字諏訪、字諏訪山、字
松葉沢、字諏訪下、字堂浄山、字兼田、字西田及び字二夕沢地内
〃 〃 大字大田町字海老根前、字西町淵、字諏訪前、字北久保、字寄井、字清水、字
諏訪後、字兎窪及び字二夕沢地内
〃 〃 岩間町大字下郷字境林及び字室野地内
 - 4 立ち入ろうとする期間
昭和47年10月12日から昭和48年3月31日まで

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和47年9月19日に完了したことを公告する。

昭和47年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地域の名称

勝田市高野916番の2, 918番

2 事業主の氏名及び住所

勝田市佐和1730

五 来 留 吉

県政の総覧……県民の六法

茨城県報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は、昭和47年4月1日から送料とも1カ月300円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は另外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 300 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所